

校内教育支援センターの設置について

1 本市の不登校対策について

- (1) 一人一人に合わせた個別のプログラム（時間割）の作成・活用
- (2) 医療、福祉、教育などの関係機関との連携
- (3) 校内の別室を活用した居場所づくり

※ 参考：本市の不登校の状況

	不登校児童生徒数（人）	不登校の状態に改善が見られた児童生徒の割合（%）	備考
令和4年度	524	69.3 (全国:27.2)	文部科学省による 実態調査
令和5年度	622	70.4 (例年10月公表)	市教委による 独自調査

2 校内教育支援センターについて(市内全小・中学校に設置) ※令和6年度～

(1) 校内教育支援センターとは

学校には登校できるものの、自分の教室には入れない児童生徒が学校内の空き教室等を利用できるようにしたものであり、学習のサポートを受けたり、児童生徒一人一人の状況に合わせて教育相談を行ったりすることができる場所。

(2) 校内教育支援センターの利用状況（令和6年5月末～7月末）

	5月			6月			7月		
	利用者 (人)	教室復帰 (人)	割合 (%)	利用者 (人)	教室復帰 (人)	割合 (%)	利用者 (人)	教室復帰 (人)	割合 (%)
小学校	77	45	58.4	91	55	60.4	109	68	62.4
中学校	133	31	23.3	169	68	40.2	195	92	47.2
合計	210	76	36.2	260	123	47.3	304	160	52.6

(3) 校内教育支援センターでの支援状況

利用児童生徒は、個別のプログラムに基づき、1日あたり2時間から3時間程度、学習支援や生活支援を受けている。支援内容としては、①教職員による個別の学習指導や教育相談、②1人1台端末を活用した遠隔授業、③A I型ドリル教材を活用した学習、④プリントやワークを活用した学習、⑤スクールカウンセラーとのカウンセリングなどとなっており、学校によっては地域ボランティアも活用している。

3 教育委員会の取組

- (1) 「校内教育支援センター設置マニュアル」の作成、配付
- (2) 学校訪問で設置状況の確認、実態調査の実施
- (3) 校内教育支援センターの運営に係る情報交換会等での指導、助言